

電磁的記録の開示の方法

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、中播衛生施設事務組合個人情報保護法施行条例施行規則（令和 5 年規則第 1 号）第 2 条で定める電磁的記録の開示の方法は、次のとおりです。

第 1 録音テープ又は録音ディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 専用機器により再生したものの聴取
- 2 電磁的記録媒体に複製したものの交付

第 2 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 専用機器により再生したものの視聴
- 2 電磁的記録媒体に複製したものの交付

第 3 第 1 及び第 2 に掲げるもの以外の電磁的記録に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- 2 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 3 電磁的記録媒体に複製したものの交付